

## ニシクネットライン利用規約

ニシクネットライン利用規約（以下「本規約」といいます）は、ニシク株式会社グループ（以下「当社」といいます）が「ニシクネットライン」（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を、本サービスを利用するお客様（以下「申込者」といいます）と当社との間で定めるものです。

本利用規約は、本サービスにお申込みいただいたすべての申込者に共通して適用されるものとします。ご利用の前に必ず下記規約をご一読の上、同意していただき、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

### 第1条（総則）

- 1、本規約は、当社が申込者から受託した物品輸送及びこれに付随するサービスに適用します。
- 2、本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。

### 第2条（定義）

- 1、「申込者」とは、本規約を承諾し、本サービスを利用するために当社指定の申込みを行った者を指します。
- 2、「ニシクネットライン」とは、本サービスを提供する「輸送サービス」等の各種サービスの総称を指します。
- 3、「物 品」とは、本規約により輸送する動産すべてを指します。
- 4、「荷送人」とは、本サービスにおいて物品の送り主となった者を指します。
- 5、「荷受人」とは、本サービスにおいて物品の受取り主となった者を指します。
- 6、「出発地」とは、物品の輸送開始場所を指します。
- 7、「到着地」とは、物品の到着場所を指します。
- 8、「輸送料」とは、本サービス利用に伴う出発地から到着地までの輸送する料金を指します。

### 第3条（契約の成立）

本サービスに関する契約は、当社と申込者または申込者が認めた荷送人との間で、申込み及び申込みの引き受けが書面でなされた時に成立するものとします。

### 第4条（申込み手続き、情報提供）

- 1、本サービスの提供を受けることを希望する者は、当社が定める本サービスに必要な情報（物品、荷送人、荷受人、出発地、到着地等）を当社に提供します。なお、申込みにより提供された情報が虚偽であることが判明した場合、当社は本サービスの提供を中断または停止することができます。
- 2、申込内容に変更がある場合は、申込者は、直ちに当社指定の手続きにより申込内容の修正、変更をするものとします。
- 3、申込内容に変更があったにもかかわらず、申込者が変更の届け出をしていない場合は、当社は申込内容に変更のないものとして取扱うことができます。変更の届け出があった場合でも、変更前に行われた取引や各種手続きは、変更前の申込内容に準拠することがあります。
- 4、申込者が本サービスの申込みをしたことにより生じた損害に対し、直接損害か間接損害かを問わず、当社は一切の責任を負いません。

### 第5条（保証及び表明）

申込者は、申込者が以下のいずれにも該当することを表明し、保証します。

- 1、申込者が本サービスの取引におけるルール及びモラルを遵守すること。

- 2、本邦に定まった住所を有すること。
- 3、暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます）と何ら関係を有していないこと。
- 4、荷送人、荷受人に対し、本規約を遵守させること。

#### 第6条（本人確認）

当社は、本サービスの提供において必要と認める場合は、いかなる時点においても、運転免許証その他の写真を含む公的な身分証明書（本人確認書類）の提示などの手段により、申込者、荷送人、荷受人に対し、本人であることの確認をおこなうことができます。申込者、荷送人、荷受人がこれらを拒む場合には、当社は本サービスの提供を中断、中止することができ、その時点までに当社に生じた損害を請求できるものとします。

#### 第7条（輸送物品）

- 1、当社が車両輸送する物品は、次の各号の動産とします。
  - (1) 原動機付自転車第1種及び第2種
  - (2) 軽二輪車
  - (3) 自動二輪車
  - (4) 側車付二輪車
  - (5) 三輪車（ただし二輪車運転免許で運転可能なものに限る）
  - (6) その他当社が承諾した動産

#### 第8条（物品の申告）

- 1、申込者は、当社に対し、予め、物品に関する次の事項を申告しなければなりません。
  - (1) 前条第1号から第5号までの物品は、車種名、車体番号、排気量、色、大きさ（全高・全長・全幅）、重量、鍵の有無及び本数、スタンドの有無、プレートナンバー
  - (2) 前条第6号の物品は、名称、数量、大きさ、その他当社が申告を求める事項

#### 第9条（物品の点検）

- 1、当社は、当社が必要と認める場合、申込者の承諾及び立会なく、物品を点検することができます。
- 2、前項の場合、必要に応じて申込者、荷送人、荷受人に立会いを求めることができ、立ち合いを求められた者が立会いを拒んだ場合、輸送契約を解除することができます。
- 3、当社は、第1項の点検において、必要に応じ積載された書類等を閲覧し謄写することができます。

#### 第10条（料金の支払い）

- 1、申込者は、当社の定める輸送料を当社の定める期日までに、以下の支払い方法により当社が指定する決済事業者及び収納代行業者に支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用については、申込者の負担とします。
  - (1) 銀行振込決済
  - (2) 現金決済
- 2、申込者は、申込者資格の取消その他理由の如何にかかわらず、既に発生した輸送料の支払い義務は免れません。

- 3、申込者が本規約に従って必要な支払いを行わない場合は、当該申込者に通知することなく、本サービスの利用を停止することができるものとします。この場合は、当社は、支払いが行われるまで、申込者から預かった物品を留置することができるものとします。
- 4、申込者が本サービスに申込みした支払い方法または金融機関の情報が第三者に利用され、または申込み情報の内容が不正確であったことによって申込者に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 11 条（業務委託）

当社は、申込者の事前の承諾を得ることなく本サービスの業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は申込者から提供を受けた情報の全部を開示できるものとします。

#### 第 12 条（通知方法）

- 1、当社は、申込者に通知及び連絡の必要があると当社が判断した場合、申込書に記載されている電話番号、電子メールアドレスまたは住所に対し、電話、電子メール又は郵便を用いて通知及び連絡を行います。
- 2、当社からの通知及び連絡の不着、遅滞などによって生じる損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 3、申込者が当社に通知、連絡、問い合わせをする必要が生じた場合、当社の窓口に対し電話または書面による郵送を行うこととします。
- 4、前項につき、申込者から問い合わせがあった場合、当社は、その時点で社内的に定めている方法により、申込者の本人確認をできるものとします。また問い合わせに対する回答方法（電話、電子メール、書面による郵送など）については、その都度当社が最適と考える回答方法を利用して回答することができるものとします。

#### 第 13 条（当社の責任）

- 1、当社は、当社の責に帰すべき事情により、物品に損傷（滅失、棄損）が生じたときは、物品の時価を上限として、申込者に対し、損傷の回復措置を行います。但し、車両本体以外については、責任対象外とします。
- 2、当社は、当社と申込者との間で書面により物品の配達日時を定めた場合に、当社の責に帰すべき事情により、配達遅延が生じたときは、輸送料を上限として、申込者に生じた損害を賠償します。

#### 第 14 条（免責）

- 1、当社は、本サービスに起因しない商品の瑕疵（車両の引受時の状態や性能を含みます）については保証致しません。
- 2、雨雪・融雪剤などで車両に錆、汚れ等が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。
- 3、当社の責に帰すべき事情が存在したといえない場合（経年劣化、天変地異、戦争、その他不可抗力等）については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4、当社は、本サービス内に含まれる一切の情報について、その合法性、正確性、適切性、妥当性、道徳性、権利許諾の有無を保証しないものとします。
- 5、当社は、本サービスにおいて、申込者相互間及び申込者と第三者との間で生じた一切のトラブル（違法または公序良俗に反する行為の提案、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

## 第 15 条（申込者の責任）

- 1、 申込者は、本サービスを利用するにあたり、法令及び本規約を遵守しなければなりません。なお申込者が法令及び本規約に違反する行為を行ったと当社が認めた場合、当社は本規約に基づき保護すべき者の利益保護に必要な措置をとるものとします。
- 2、 申込者・荷送人・荷受人と他者との間に本サービスに関して紛争が生じた場合、各自の責任や費用で解決するものとします。なお、申込者及び第三者は、当該紛争の対応のために当社に生じた弁護士費用を含むあらゆる費用及び賠償金等を連帯として負担することに同意するものとします。
- 3、 申込者は、申込者もしくは荷受人と当社との間で取り決めた配送日もしくは引渡日を過ぎても荷受人が物品を受領しなかった場合、当社に対し物品が受領されるまでの間、保管費用として日額 3000 円を支払うものとします。

## 第 16 条（本サービスの中断・終了、契約解除）

当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、申込者に事前に通知することなく、本サービスの一部もしくは全部を中断・終了し、または契約を解除することができます。この場合申込者又は第三者が被ったいかなる不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 物品の形状等が申込者の申告と異なる場合
- (2) 物品に液類の漏れが認められ、又は漏れる恐れが認められる場合
- (3) 物品の転倒防止装置が不完全な場合
- (4) 物品を作業員 1 人で容易に移動できない場合
- (5) 物品に明らかに暴走族を連想させる改造、または改装がなされている場合
- (6) 物品が犯罪の被害品もしくは法禁物であると疑われる場合
- (7) 通常二輪車に用いられることのない爆発物、発火物、その他人体に有害な物質が積載されていると疑われた場合
- (8) 本サービスを継続した場合に生じる可能性のある損害について、当社において責任を負いかねる場合
- (9) 申込者が法令又は本規約に違反した場合
- (10) 申込者の提供した申込内容や情報を虚偽の内容であると当社が判断した場合
- (11) 他の申込者や第三者に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合
- (12) 他の申込者や第三者とのトラブルが、故意、過失を問わず、トラブル発生率が一定水準を超えた場合
- (13) 当社が定める期限までに、申込者が本サービスの過程で発生する手続きを完了させなかった場合
- (14) 当社が申込者間の申込みについて問題の報告を受け、申込み中止が適当であると判断した場合
- (15) 火災、停電、天災等不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
- (16) その他、当社が本サービスの提供が困難、不相当と判断した場合

## 第 17 条（個人情報の取扱い）

- 1、 当社は、本サービスの提供にあたり、取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の利用目的を明示し、適切に個人情報の取得、利用および提供を行います。取得した個人情報は、法令で定める場合を除き、明示した利用目的の範囲内でのみ利用いたします。
- 2、 当社は、申込者に対して当社のサービスに関する情報等を送付することができるものとします。
- 3、 当社は、以下の各号の場合には本サービスの利用に伴い当社が入手した申込者の個人情報を、一切の責

任を負うことなく、第三者に開示できるものとします。

- (1) 当社が、申込者より承諾を得た場合
- (2) 当社が、権限ある官公庁より法令に基づき、申込者の個人情報開示を求められた場合
- (3) 第5条に伴い、本サービスのシステムに係る業務を委託した第三者に、当該第三者が委託業務を行ううえで必要な範囲内において開示する場合
- (4) 本サービスの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合
- (5) その他、本サービスの運営に必要な場合

#### 第18条（準拠法）

本規約及び、本規約に付随する各特約ならびにこれらに基づく契約は日本法を基準として解釈するものとします。

#### 第19条（専属的合意管轄）

本規約及び本規約に付随する各特約ならびにこれらに基づく契約について裁判の必要が生じたときは、訴額に応じて大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。